【トーコンにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン】

Ver2 2020年7月13日 更新

1. はじめに

トーコンは、従業員、顧客、取引先はじめ関係者の生命と健康を守り、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けた、様々な取り組みを行ってまいりました。全国的な制限は解除されましたが、まだワクチンや特効薬ができていない現状を考えますと、完全な感染症の終息まで至るには長期戦になると考えられます。であれば、現状を通常と考え生活をして行かなければならず、なお一層感染防止のための取り組みを進めていく必要があると考えます。

そこで、本ガイドラインは、政府や感染症対策専門家会議の分析・提言などを踏まえ、現状を日常と考え生活を営むことや職場での活動をする時に注意すべき点、実施すべきことをまとめております。

大事なのは運用です。

即ち「感染者を出さずに事業を成長させる(経済活動を止めない)」ことを私たちはやり遂げなければなりません。感染者が出た瞬間に事業が止まります。

事業存続の危機になります!家族を守るためにも事業の存続は重要です。

そして、自分や家族、会社の仲間の感染予防対策に留まらず、一人ひとりの感染防止対策の取り組みが、社会全体の感染症拡大防止に繋がることを認識した上で、職場でも感染拡大防止対策を積極的に取り組んでいきましょう!

本ガイドラインは、今後も、感染症の動向や専門家の知見、対処方針の改定等を踏まえ、適宜、必要な見直しを行ってまいります。

- 2. 講じるべき具体的な対策
- 1) 感染予防対策の体制

経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。

- 2) 各フロアで感染対策委員を任命し感染者が出ないように感染防止の取組を推進、運用する。
 - ▶職場クラスター対策運用責任者 1 名/補佐 2 名
- ■勤務ポリシー (職場クラスター対策)
- 1. 健康確保

大前提、厚労省が公表している「密閉」「密集」「密接」の3密を避けるように常に心がけた行動をとる!

- 1) 日常生活の生活様式から変えていこう!収束までは・・こんなところに気を付けよう!
- ① 普段の生活習慣の中で・・
 - 検温の習慣
 - ▶家を出る前、ご自宅での検温
 - ▶会社に到着したとき
 - ▶外出から戻ったとき
 - ・定期的な「手・指・爪の手洗い」「うがい」をまめに行う。洗った後は消毒をする。 特に外出から帰ったときは忘れずに!
 - ・ソーシャルディスタンスを保てない場合はマスクを着用する。※基本マスクを着用する。
 - ・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すようにする
 - ・共有スペース、例えば会議室などを利用した後は消毒を行う。
 - ・出社したら、コピー機、マウス、キーボード、デスク等を消毒してから使用する。

② 外食編

- 持ち帰りやデリバリーを利用する
- ・昼食や退社後の飲食は収束まで控えるようにする。やむを得ず行く場合は4名以上ではいかないようにする。
- ・飲食店は清潔で換気の良い、ソーシャルディスタンスが保てる場所を選ぶ
- ・飲食をする時以外はマスクを外さない
- ・料理は個々で、とりわけるような食事は避ける。できれば座席は横並びが望ましい。
- ・対面でのおしゃべりは控えめに、話をする際はマスクを外さないようにする。
- ・食事の時間をずらして密を避ける
- ③ 休日やプライベートな時間の過ごし方
 - ・クラスターになり易い場所への立ち入やイベントなどへの参加は控える
 - ・海外旅行などは収束までは控える。行く場合は事前に会社に届け出るようにお願い致します。
 - ・海外旅行から帰国後の就労については会社からの指示に従う。
- ④ 過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている地域など への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。取引先企業にも同様の取り 組みを促すことが望ましい。

2) 就労について

- ・出社時、朝礼の際、検温を行っているかの声がけを行う。
- ・少しでも体調に異常があれば平熱でも勇気をもって自ら休む。周囲の人が感染する可能性を完全に排除するよう配慮する。
- ・37.0℃以上の場合は出社及び勤務を控える。倦怠感など体調不良の自覚症状がある場合も同様。 まずは MG に報告をし、勤務については会社からの指示に従う。

MG は判断が難しい場合は、役員と相談し判断する。

- ・37.5℃以上の場合は、一般的に疾病状態である為、36℃台に下がるまでは病欠とする。その際は本人の申請により有給消化でもよい。36℃台に解熱後3日間(土日含む)は経過観察とし、症状を考慮し在宅勤務又は特別休暇の指示を行う。
- ・経過観察期間中は、朝・夕の2回検温を行い直属の上司に報告。
- ・復帰については、3日間連続して熱が36℃台で安定したことを確認した上で会社が復帰の指示を行う。
- ・会社への出勤だけでなく、お客様先への訪問時も同様。(ご迷惑をかける可能性がある為)
- ・発熱 (37.5°) の際、MGR は体調管理表(スプレットシート)に記録し経過観察状況を報告する。
- ・解熱しているとは、36℃台を指し、就労に適した体温とは36℃台とする。
- ・疾病状態と判断された場合は、在宅勤務・テレワークは行えない。
 - ▶在宅勤務:自宅で業務を行う事をいう。
 - ▶テレワーク:場所や時間を有効に活用すること。場所を選ばずに業務を行うことをいう。
- ・発熱や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、あるいは、同居家族で感染した場合、会社にその旨報告し、出社・顧客訪問を停止。在宅勤務に切り替え、その後会社からの指示に従う。
- ・お子さんが通学している学校、保育園で感染者が確認された場合は、速やかに上長に報告をし、本人は在 宅勤務とする。その後会社からの指示に従う。

3) 通勤について

- ・出退勤時間は混雑した時間帯を避ける。
 - 路線・会社からの距離は様々なので、各自3密を避けた通勤時間を見つけて出勤する。
- ・業務遂行と成果出しをベースに、職種特性毎(会社でないと出来ない事への集中、営業への OJT 等) に考え、ソーシャルディスタンスを保てるようにする。
- ・就業規則では、通勤での自転車・バイク・マイカー利用は禁止しておりますが通勤の接触リスクを介する 手段として、事前に会社に申請を行い承認された場合、下記のルールに従って利用することを緊急事態措 置として容認いたします。
 - ▶利用に関しては自己責任とし、事故などが起こった場合は個人で対応する。
 - ▶必要な保険には加入して利用する。
 - ▶駐輪場・駐車場代は自己負担。

- ▶バスを利用されている方は、定期のコピーを提出する。
- 4) フロアでの勤務・顧客訪問時の注意
- ・入室時の検温 ・出社時に各フロアの非接触体温計で検温を行い、熱がある場合は入室をせず「2) 就労について」に則った対応をする。
- ・外出先からの帰社タイミングも同様に検温を実施。手指を洗い、うがい、消毒を行う。
- ・勤務中および対面での商談時は必ずマスクを着用する。
- ・入室時、帰社時、休憩時間 と小まめな手指洗い、うがい、消毒を行う。(目安 2 時間に1回)
- ・出社時は備品の消毒を行ってから使用する。
 - ▶マウス・キーボード、電話、コピー機など
- ・部屋の換気 ・密閉環境をつくらないように1時間毎に10分程、窓を開け換気を行う。
- ・従業員間距離 ・密接環境をつくらない工夫をする。
 - ▶座席は両隣1つ以上開けて着席(目安1メートル以上)。
 - ▶同じ方向を向き、対面状態にならない様にする。
- ・会議はオンライン化を推奨し密集空間をつくらないように工夫する。
- ・会議を行う際は下記要領で行う。
 - ▶参加人数は最小限とし4名以上は集まらないようにしソーシャルディスタンスを保てるスペースで行う 事。やむを得ず4名以上集まる場合も同様にスペースを確保する事。
 - ▶会議実施前に検温を実施
 - ▶マスク着用
 - ▶30 分に1回の換気を実施
- 5) 共有スペースの管理方法
- ・設備 ・ドアノブ、窓ノブ、電気・エアコンスイッチの定期消毒(2時間に1回)
- ・複合機 ・スイッチ、ボタンの消毒。利用で並ぶ際は1m以上の間隔をとる。
- ・会議室 ・会議室利用時、利用後は、電気スイッチ、椅子、テーブルの消毒を行う。
- 6) 休憩·食事
- ・手洗い・消毒
- ・場所・時間の配慮・マスクを外す為周囲への十分な配慮。
 - ▶場所を変える
 - ▶時間帯をずらす
 - ▶距離をとるなどの対応。
- 2. 感染者が確認された場合の対応
- 1) 従業員の感染が確認された場合
 - ▶保健所、医療機関の指示に従う。

感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所を消毒し、同勤務場所の従業員に自宅待機させることを検討する。

感染者の人権に配慮し、個人名が特定されることがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。

オフィス内で感染者が確認された場合の公表の有無・方法については、上記のように個人情報保護に配慮しつつ、公衆衛生上の要請も踏まえ、実態に応じた検討を行うものとする。

- 2) 複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の従業員で感染が確認された場合
 - ▶保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。
- 3) その他

管理責任者が保健所との連絡体制を確立し、保健所の聞き取りなどに協力する。

- ■お客様訪問時のポリシー
- 1. 訪問前の取組

- 1) 訪問前にお客様にお願いしておくこと
- ・お伺いさせていただく際には、事前に外部からの訪問がある旨、従業員皆様へ周知をしていただく。
- ・商談時の弊社社員マスク着用へのご理解
- ・1時間以上商談・取材が及ぶ場合は換気のご協力。

2) 訪問前の確認事項

まず訪問前に「検温・手指洗いと消毒・うがい」を行ってから訪問する!

- ・当面、リスク管理の観点から訪問が必須である顧客は各GMへの事前承認制とする。
- ・訪問が必要である理由、移動時間、必要時間、同席人数をお伝えください
 - ▶10 名以上の集まりは原則禁止
- ・訪問の前に必ず検温をすること 37℃以上の場合、訪問は禁止、就労も禁止する。
 - ▶平熱が低く発熱とみなした場合はこの限りではありません
- ・咳・頭痛他発熱がなくても体調不良が認められる場合は訪問及び業務自体も禁止とする。
- ・訪問、対面商談、取材は必ず事前に顧客に訪問し対面でお話をさせていただく許可をいただくこと
 - ▶事前確認のない立ち寄り、訪問は禁止します
- ・訪問の際のお約束を必ず事前にお客様にお伝えすること。また、緊急事態宣言など行動を規制するような 内容の発令がされた場合はご訪問をキャンセルさせて頂く事。

2. 訪問時の取組

原則、緊急事態宣言などが発令された場合は直ちに訪問は禁止します。

訪問する際は、新型コロナウイルス感染症に対するお客様と従業員の安全の確保を最優先に考え、以下の予防策に取り組む。

- ・商談、取材はできるだけ非対面によるオンラインで行う事を推奨する。
- ・ご訪問の際はお客様に事前確認を行う事。
 - ▶訪問人数
 - ▶前項2) 訪問前の確認事項の内容
- ・訪問時は必ずマスクを着用する
 - ▶お客様には「万が一の感染リスク防止のためマスクをしたままで失礼致します」とお伝えください。
- ・最少人数でご訪問する。
 - ▶原則、弊社からは MAX 2 名までの訪問とする。
 - ▶密度の高い場所での対面は行わない
- ・訪問した時はお客様の会社のルールに従ってください。訪問した際、体温計や消毒液が備えてあってもお客様から指示がない場合でも自ら消毒や検温を申し出てみましょう!皆さんの感染防止の意識をお客様にご理解いただけると思います。

以上

今後のお取引先様とのお付き合いでは、少し前までは情報セキュリティなどへの取り組みがお取引の重要な 条件となっておりましたが、今後は安全配慮に対する意識も重要になってくるのではないかと思います。 それは、事業の継続に関わってくるからです。

安全配慮は今後、ビジネスパーソンとして必要な要素になると思います。

一つひとつを見ていきますと大変に感じるかもしれませんが、習慣化が大切です。

その時にやればいいや・・と思っていても、日頃からやっていないことはできません。

当たり前に行動できるようになりましょう!